

“人権が気になる時代、を考える

—佐賀市「人権・同和問題に関する市民意識調査報告書」(平成28年3月)の講評—

佐賀大学文化教育学部准教授(法哲学) 吉岡剛彦

I. 空気としての人権

「鼓腹撃壤」(こぶくげきじょう)という言葉がある。中国の歴史書『十八史略』が伝える故事に由来する。中国の神話に登場する君主で、その治世のすばらしさから聖天子(せいてんし)とも呼ばれた堯(ぎょう)という帝王がいた。あるとき堯は、ほんとうに国が平和なのかを確かめるため、粗末な身なりで変装し、お忍びで街へ出かけた。すると、街の人びとは、満腹になって腹つつみを打ち、地面を踏み鳴らして、「陽が昇れば働き、日が暮れば家で休む。のどが渴けば井戸を掘って飲み、お腹が空けば田畑を耕して食べる。帝王の力など、私たちには何の関わりも無い」と唄いながら、太平の世をおう歌していた。このように、国の民が、政治の成り行きをまったく気にかけることも無く、自分たちの生活に満足して幸福に暮らしている様子を表現するのが「鼓腹撃壤」である。

今回の佐賀市「人権・同和問題に関する市民意識調査報告書(平成28年3月)」を一読し、私がもっとも眼を引かれ、かつ驚いたのは、冒頭の「質問1」であった。「あなたは、人権問題に関心を持っていますか」という問いに対して、今回の調査では65.4%の市民が「非常に／ある程度関心がある」と回答し、5年前の前回調査に比べて、実に20.8ポイントの大幅な上昇となった。

この結果をどう考えるべきだろう。もちろん、人びとが人権問題に関心を寄せること自体は、非常に好ましいことである。また、同じ社会に暮らす者として、そこで発生している人権問題に注意を向けることは、市民として必須の態度だともいえる。こうした観点から考えれば、関心層の大きなアップは、これまで行政や学校、あるいは各種の市民グループ等がさまざまな機会に取り組んできた人権問題の広報・啓発活動の成果として、まずは大いに評価されるべき結果といえよう。

しかし、である。私がこの結果を手ばなしで喜べないように感じるのは、まさに「鼓腹撃壤」を思い起こすからである。思うに、人権とは「空気」にたとえられるものではないだろうか。私たちは多くの場合、日常生活において空気の存在を意識にのぼらせることは無い。人権もまた同じように、本来それが守られていることは当然のことであり、現に当然のように守られているときには、それについて多くの人はずいぶん考えたりしないものだ。つまり、「鼓腹撃壤」の故事が教えるように、人びとはみずからの暮らしが満ち足りて幸せである状態のときには、政治についても、そして人権についても特段あまり意識もしないし関心も向けないだろう(むろん、その当然に保障されるべき人権を享受しえない人たちが、依然として国内外に数多く存することも、決して忘れてはならない)。

では、私たちが空気を意識する(させられる)のは、どのような場合だろうか。それはたとえば、高い山に登って空気が薄くなったのを感じたとき、最近であれば、PM2.5の飛来がニュース等で報じられ、空気が汚れてきたと感じたとき。また私自身は、子どもの頃、風邪を引くと、決まって気管支ぜんそくを起こしたが、そんなときは一呼吸ごとに肩で息をしなければならぬ苦しさにあえぎながら、痛烈に空気の

存在を意識させられたものだった。もし人権が空気になぞらえられるものだとするなら、私たちが人権を意識するのは、それが「薄く」なったり「汚れて」きたと感じたときであり、あるいは「息苦しい」と感じたときだといえよう。今回の意識調査の「問1」で、人権問題に関心をもつ市民の割合が急増した背景には、もしかすると多くの人たちが、いやでも人権(問題)に関心を向けざるをえないような状況が一まさに息苦しさにも似た「生き苦しさ」を感じる状況が—日本社会に現出している事情が控えているのかもしれないのである。

II. 2010年代前半の人権状況

では、多くの人びとが人権(問題)に関心をもたざるをえない社会状況とは、具体的にどのようなものだろう。前述のように、本市の「人権・同和問題に関する市民意識調査」は5年ごとに実施されており、前回調査が2010年であるから、今回調査には、2010年代前半期の日本社会における人権状況が投影していると考えてよいだろう。

2010年代前半を考える際に、けっして忘れてならないのは、2011年3月11日に発生した東日本大震災である。この〈3・11〉では、東北沿岸を襲った大津波による膨大な犠牲者に加えて、東京電力福島第一原子力発電所で起きた史上最悪の炉心溶融(メルトダウン)事故が、その悲惨さと深刻さを倍加させた。フクシマでは、原発周辺地域を中心に立ち入りが規制され、相当数の人たちが着の身着のまま、突如として住み慣れた土地をおわれた。のみならず、自主避難者をふくめ多くの人たちが福島県内外へ移住したが、その移住先では「放射能が感染する」とか「東電からの賠償金でいい思いをしている」といった、はなはだしい誤解や嫉妬にもとづく侮蔑的な言葉を浴びせられる事例も相次いだ。これらは1945年8月の敗戦間際に広島・長崎へ投下された原子爆弾による被爆者や、1950年代から60年代にかけて熊本県の水俣湾で発生した「水俣病」(化学工場の排水にふくまれていた有機水銀を原因とする中毒性神経疾患)の患者とその家族が浴びせられた無根拠な誹謗中傷とまったく同質・同型である。これまで幾度となく唱えられてきた「正しい知識こそが差別を防止する」という教訓が活かされず、またぞろ無知や偏見によって他者の人権を侵害するという悪弊がくりかえされてしまったと断ぜざるをえない。

また日々の暮らしに直結する「働くこと」をめぐる状況も悪化の一途をたどっている。かねてより、パートやアルバイト、派遣や嘱託などといった「非正規雇用」労働者の増加が問題視されてきたが、ついに2014年には非正規の割合が40%に達したとされる(厚生労働省「就業形態調査」2015年12月)。低賃金のうえに福利厚生も不十分で、雇用期間が区切られているため立場も安定しない非正規雇用の困難さは相変わらずである。だが他方で、正社員であっても低賃金で長時間の労働を強いられる「ブラック企業」の過酷さも顕在化した。深夜営業の飲食店などで、従業員が、たった一人きりですべての仕事を切り盛りさせられる「ワンオペ」も話題になった。

わけても女性では、役員等を除いた全雇用者の56.7%までが非正規雇用である(内閣府「男女共同参画白書」平成27年度版)。2015年8月には「女性活躍推進法」が制定されたものの、同法制定は、いまだに「男は外で働き、女は家を守るべき」という性別役割分業によって一方的に家事や育児を押しつけられ、あまつさえ職場の理解も得られないゆえに、仕事と家庭の両立が叶わず、結婚や出産をきっかけに仕事を辞めざるをえない女性が多いという現状の裏返しとも考えるべきだろう。1985年の「男女雇用機会均等法」制定から、すでに30年が経過しているにもかかわらず、である。こうした雇用全般の厳しさを反映するかたちで、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合で

ある「子どもの貧困率」が、2012年には16.3%(子ども6人に1人)と過去最悪を更新した(厚生労働省「国民生活基礎調査」2014年7月)。

そして、10年代前半を悪しき意味で象徴する人権問題としては「ヘイトスピーチ」を挙げなければならない。一般に「ヘイトスピーチ(憎悪表現)」とは、特定の民族や性的指向などに対する憎悪(ヘイト)にもとづいて、集団行進などをしながら街頭で差別的・煽情的(せんじょうてき)な演説(スピーチ)を行なうことである。欧米諸国などでも、たとえば大量の移民・難民の受け入れが進んだり、同性カップルの法律上の結婚(同性婚)を合法化する国が相次いだ一方で、外国からの移住者の排斥や同性愛者に対する嫌悪を言い立てるヘイトスピーチが続発するなど、世界各地で問題化している。日本の場合には、2010年前後から本格化し、在日朝鮮・韓国人が「標的」にされることが多い。2009年12月から翌年3月にかけて、ある団体が、京都の初級朝鮮学校に押しかけ、拡声器で「朝鮮学校を日本から叩き出せ」「ゴキブリ、ウジ虫、朝鮮人」「朝鮮人は保健所で処分しろ」などと口汚い怒号を浴びせた。この事件では、京都地裁が2013年に「民族や出自などを理由としたヘイトスピーチは、人種差別であり違法」と断じて、この団体に損害賠償の支払いを命じ、判決は翌年に最高裁で確定した。ところがその後も、朝鮮人や韓国人が集住する地域でデモを行ない「この地域を更地にしてガス室を作るぞ」と叫んだり、市街地で「殺せ、殺せ、朝鮮人」などと罵声を上げたり、悪意に満ちたプラカードを掲げながら公道を練り歩くヘイトスピーチは日本各地で多発し、2015年の1年間だけで376件にまで上ったとする調査結果もある(毎日新聞2016年2月26日〈ヘイトスピーチ・アンケート／朝鮮学校生徒ら「差別感じる」8割／「いつか分かり合える」4割〉)。

これまでも、たとえば公衆トイレの壁に部落差別的な落書きがなされたり、インターネット上の掲示板に在日朝鮮・韓国人などを中傷する書き込みが行なわれたりすることはあった。だが、それらは、まだしも人目に付きにくい場所で、人目を忍ぶように「隠然と」行なわれていた点で、差別的言辞を書き記すことに対する罪悪感をいくばくか見て取ることも可能だった。しかしながら、ヘイトスピーチの場合には、大勢の人びとが行き来する繁華街など街頭で、白昼堂々と、臆面もなく「公然と」憎悪と排除の言葉をがなり立てる点で、その特異性が際立っており、人権保障や差別禁止という歯どめを無力化するようなある種「たがが外れた」印象を与えるものとして、これまでの日本社会では見られなかったまったく新しい問題事象といえる。今回から新設された「質問8」では「あなたが人権侵害を受けたり、見たり、聞いたりする中で最も印象に残る場面」について訊いているが、そのトップに「地域社会や公共の場で」(28.4%)が挙げられたことにも、いくらか関連性があるかもしれない。

全国各地でヘイトスピーチを行なっているこの団体は「在日朝鮮・韓国人が、日本社会で「特権」を付与されている」として在日の人たちを攻撃対象にしている。在日朝鮮・韓国人(在日コリアン)とは、1910年の韓国併合から45年の敗戦にかけて日本に植民地化された朝鮮半島から移住を強いられ、戦後もいろいろな事情から朝鮮半島に戻れずに、そのまま日本で生活することを決めた人たち(在日1世)と、その子孫(在日2世以降)である。そうした朝鮮半島からの移住者は、戦時中は「日本国籍」を押し付けられたが、戦後は一転して日本国籍を一方的にはく奪され、今もなお外国人(外国籍者)として処遇されている。在日朝鮮・韓国人は、すでに長期にわたって日本に生活拠点を置き、税負担なども日本人同様に課されているにもかかわらず、憲法上の人権の一部(選挙で投票する参政権など)を制限され、また就職や結婚などでも差別を受ける等、さまざまな不利益を被りつづけている。こうした経緯を公平に眺めれば、この日本社会において在日朝鮮・韓国人が、何らかの「特権」を与えられているなどとは、どうてい考えられない。

ところが、このヘイトスピーチを行なう団体を取材したルポルタージュ(安田浩一『ネットと愛国——在特会の「闇」を追いかけて』講談社、2012年)によれば、かつてこの団体の地方幹部を務めていた30代男性はインタビューに応じて「入会して驚いたのは、本気で朝鮮人を恐れていた人が多かったことです。真顔で『朝鮮人を根絶やしにしないとイケない』と訴える人が、かなりいた」と語ったという。ここでもまた、在日朝鮮・韓国人の置かれた歴史や現状に関する正確な知識や理解の裏づけを欠いたまま、妄想にも等しいイメージを暴走させ、一方的に憎悪や恐怖(ヘイト/フォビア)の感情を募らせていくという典型的な差別の構図が浮かび上がる。ルポの著者(安田)も〈「朝鮮人」や「在日」は一種の記号である。彼らは、その記号に脅え、憎悪し、なじることで優越的な立場を獲得する〉と考察している。

Ⅲ. 市民の関心のありか

前回(2010年)調査以降の日本社会における人権や差別をめぐる諸動向の概括を踏まえつつ、今回(15年)の「人権・同和問題に関する市民意識調査」結果について、もう少し仔細(しさい)に見てみよう。「質問5」は、今日の日本社会において特に重要だと考えられる人権問題を尋ねているが、「インターネットによる人権侵害」ならびに「性的指向(同性愛、両性愛等)」「性同一性障がい者(からだの性とところの性が一致しない人)」の各項目で、前回調査に比べてはつきりとした回答数の上昇が認められる。

ヘイトスピーチの温床のひとつは、インターネット空間において、いわゆるネトウヨ(ネット右翼)などと称される者たちが書き連ねる差別的・排斥的言説のまん延といえる。「質問6」の「〈キ〉インターネットによる人権侵害の問題」に対する回答でも「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報を掲載すること」という項目への関心がいちばん高くなっている。

また、欧米諸国における同性婚合法化の加速をきっかけとして、日本でも「LGBT(I)」への社会的関心が高まってきている。LGBTIとは、同性の人を(も)性愛の対象とするレズビアン(L:女性同性愛者)やゲイ(G:男性同性愛者)、バイセクシュアル(B:両性愛者)、身体の性別に違和感がある心(性自認)に従って暮らしていきたいと考えているトランスジェンダー(T:性別違和者/性同一性障害者)、そして、女性と男性の双方の身体的特徴を併せもつなど、身体レベルにおいて女性か男性に性別を判然と区分することが難しいインターセックス(I:性分化疾患)を意味する。性別に関して多数者とは異なる特性をもつ性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の代表的な人たちを指している。

「質問6」の「〈ア〉女性の人権」では、女性の人権をめぐる事柄で特に問題のあるものを尋ねているが、「家庭・職場・地域での男女の固定的な性別役割分担意識をおしつけること」「親しい間柄における男性から女性に対する暴力」「内容に関係なく女性の水着姿、裸体等を使用した広告・雑誌や写真」の各項目において、男性と比較して女性の回答率がだいぶ高くなっている。いずれも、男性優位的＝女性差別的な男女間の力関係を背景として、家事・育児・介護といった家庭責任を女性に押しつけたり、男性から女性に対してドメスティック・バイオレンス(DV)が加えられたり、あるいは、女性をその実力よりもむしろ容姿や姿態といった「見た目」で判断し、女性の主体性を認めずに「男性から見られる性」という受動的・客体的立場におとしめる問題である。こうした諸問題に関して、ほかならぬ当事者である女性たちが、より切実に圧迫感を覚えている実状がうかがいしられる。

同じく「質問6」の「〈イ〉子どもの人権」では、子どもの人権をめぐる事柄で特に問題のあるものを尋ねているが、前回よりも明確に上昇した項目として「食事や健康管理など養育に取り組まない大人(保護

者)がいること」がある。これは児童虐待の一種であるネグレクト(放棄・放任)を念頭に置いているが、たしかに親など保護者の身勝手な都合で、子どもの食事の用意などを「サボって」いる事例はある。しかし他面で、必ずしも「サボって」いるわけではなく、たとえば母子家庭や父子家庭など一人親の世帯において、親が非正規雇用などの場合には、一つずつの仕事の賃金が安いと、いくつも仕事を掛け持ちして生計を立てなければならない場合もある。つまり、親が子どもの面倒をみることに時間を割きたくても、それが仕事等の事情で許されない結果、そうした内情を知らない人の眼からは、あたかも子どもが親から食事なども与えられず放置されているかのように見える、というケースも一定数あるのではないかと推測される。

特に一人親の世帯では、子どもの養育に十分な収入を得られないことも多く、これは先述した「子どもの貧困」にも連なる問題といえる。最近の佐賀県の調査(2014年8月)では、県内の母子家庭の年間平均収入は減少しており、「200万～300万円未満」が前回(08年)比で17.6ポイント減少して13年は19.5%になり、これと反比例して「100万～150万円未満」が18ポイント増えて30.4%と最も多くなった。母子家庭における母親の就労形態を見ると「常時雇用」が11.4ポイント減の32.5%となる一方、「臨時雇用・パート」が8.7ポイント増の48.1%に伸びて逆転した。母子家庭全体では年収200万円未満が3分の2を超え、悩みのトップ(複数回答)は「生活費」(56.7%)だったという(佐賀新聞2016年2月21日〈母子家庭の年収減少／県調査、5年前より低所得化〉)。労働者全体一とりわけ女性一の雇用環境の悪化が、子どもにもしわ寄せされている実態には、厳たる注視が必要だ。

さらに「質問6」の「〈オ〉外国人の人権」では、外国人の人権をめぐる事柄で特に問題のあるものを尋ねているが、「言葉や習慣の違いから、社会に受け入れられにくいこと」「言葉が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育等の日常生活に必要な情報が得にくいこと」「病院や公共施設等に外国語による表示が少ないこと」などで前回に比べて増加が見られた。目下(2015年から16年にかけて)欧州のEU諸国が、中東やアフリカ地域からの難民や移民の受け入れで揺れている。他方、日本では、いわゆる中国人旅行者の「爆買い」が話題となるなど、外国人観光客(インバウンド)の急増や、少子高齢化にともなう労働力人口の減少を見すえて、将来的に外国人移民労働者の受け入れの是非が議論の俎上(そじょう)に載りつつある。こうした現況も意識調査の結果に反映していると思われる。日本が真に国際化し、外国人に開かれた多文化社会へ発展するために克服しなければならない課題は多いが、中でもっとも最初に取り組まれるべきは、多くの市民が回答するように、言語的障壁の低減であろう。

今回の意識調査結果を見ると、市民の問題関心も、前節で概観した2010年代前半の人権や差別をめぐる社会情勢と、かなり如実に呼応しあっているように見受けられる。多くの市民が、近時の国内外の趨勢(すうせい)を鋭敏に感受しているといえるのではないだろうか。

IV. ヘイトスピーチに抗して——正しく知るとともに、自分のこととして考える人権教育・啓発の必要性

最後に、今回の調査結果における同和問題(部落差別)に関連する質問とその回答状況を参考にしつつ、今後の人権啓発・広報活動のあり方について一言して本稿を閉じたい。

「質問12」によれば「同和地区(被差別部落)と、その出身者や居住者に対する差別」について「よく／少しは知っている」人の割合は68.4%で、前回調査に比べて微増した。その人たちが、同和問題を知った時期は、半数弱(47.7%)が小中学校の義務教育期間である(質問13)。また、同和問題を知ったきっかけ(ルート)は、家族や友人といった人づてによるものを除けば、多い順番に「学校の授業」

(35.0%)、「テレビ・ラジオ・新聞・本等」(15.6%)、「職場」(7.4%)、「集会や研修会」(6.8%)、「県や市町村の広報誌や冊子」(4.1%)となっている(質問14)。

これらは、就学年齢における学校等での人権教育・啓発活動の重要性を改めて再認識させるものだが、同時に非常に気になるのは、同和問題(部落差別)の原因(歴史的背景)を尋ねた「質問18」や、同問題が現在もなお引き起こしている諸問題について訊いた「質問19」において、それぞれ「わからない」という回答が3割を超え、前回比で微増している点である。こうした結果から見えてくるのは「小中学校の人権学習のとき、なんか「ブラクサベツ」とかいう言葉は聞いたことがあるけど、中身はよく憶えていない」という、単発的な一往々にして人権週間のときだけ義務的に行なわれるので「年中行事」的とも批判される一人権教育の弊害ではないだろうか。

加えて「質問15」では、差別問題を自分自身に引きつけて考えさせようとする意図から「仮に、あなたが日頃から親しくつきあっている近所の人や職場の人が同和地区(被差別部落)出身の人であることがわかったとき、あなたはどうしますか」という、きわめて本質的な問いかけを行なっている。これに対して「これまでと同じようにつきあいを続ける」と回答した人の割合は82.5%に達したものの、前回調査の結果(84.9%)よりわずかに減少している。しかも「つきあいを続ける」という回答者の割合は、学齢期に近い20歳代で88.1%といちばん高く、年代が上がるにつれて少しずつダウンし、70歳以上では最低の77.1%に落ち込んでいる。ここには、たしかに世代による意識差も反映しているには違いないが、それとともに、学校で人権(部落問題)について勉強した記憶が次第に稀薄化し、正確な知識も忘れがちになって、ただ「部落差別」という言葉(記号)にまつわる否定的なイメージだけが残存していくような、人権教育・啓発の観点からはもっとも望ましくない状況もかいま見えるように思われる。

以上を考慮したうえで再度「質問14」を参照すれば、小中高校での人権教育はもとより、就学期間が終わった後(卒業後)にも、行政や学校、各種の人権グループなどが連携を取りながら、部落差別をはじめとした人権について学ぶ機会を一回性のものに終わらせず、公民館等での人権講演会や職場での出前講座、市報やテレビといった市民向け広報媒体など、さまざまな機会をとらえて継続的・反復的に実施していく必要性が痛感される。同和問題の解決のために必要な対策を問うた「質問21」では「同和問題に関する啓発・広報活動を推進する」と「同和問題に限定せず、人権全般にわたっての意識を高める」が上位を占めており、人権教育・啓発に対する市民のニーズも高いといえる。その際に「質問22」の「見聞きしたことのある人権啓発活動」や「質問24」の「もっとも効果的な啓発・広報の手段」に関する質問において「インターネットやホームページ」を挙げる回答がアップしている結果を考え併せると、これまでも続けられてきた講演会の実施や広報誌の配付といった方法についても、従来どおり地道に根気強く続けていく必要があるとともに、とりわけ若い世代にあってはインターネットが最大の情報源となっている—しかもネット上にあふれる不正確で悪意に満ちた差別的言説に感化されやすい—現状にかんがみ、たとえば部落差別や在日朝鮮・韓国人の問題等についてインターネットの検索サイトを用いて調べようとする際に、正確な知識を簡明に記した市の公式サイトが閲覧できるように、ホームページ等を通じた啓発・広報活動にも今後は注力していくべきであろう。

なお付言すれば、「質問6」の「〈カ〉HIV感染者・ハンセン病元患者等の人権をめぐる事柄で特に問題のあるもの」に対する回答でも、「わからない」という回答が29.6%に昇り、前回(20.0%)比で有意な上昇を示している。HIVやエイズ、ハンセン病をめぐる問題は、かつての政府による間違った政策や立法によって人びとの誤解や偏見が助長され、それについてマスコミや市民の大多数もまたしっかりと

した検証や批判を欠いたまま漫然と差別や抑圧(人権侵害)に加担してしまった事例として、数ある差別問題の中でも、私たちが特に深く心に刻んで教訓とするべきものである。HIVやエイズ、ハンセン病に対する社会的関心が低下しているのは否めないが、それでもなお「一否むしろ、だからこそ！」講演会や広報誌などで折々に取り上げつつけていくべき重要なテーマである。

加えて、これまでの人権教育・啓発活動のあり方については、一定の見直しも必要な時期に来ているのではないだろうか。ある論者は、まず〈同和教育の実践を引き継いだ人権教育・啓発では、部落問題をはじめとするマイノリティ問題〔女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人びと、外国人、HIV感染者など〕の学習が重要課題と位置づけられており、〈これらの問題「について」学ぶ講演会や学習会が、人権教育・啓発事業としては一般的なもの〉であるという経緯を振りかえる。そのうえで、こうした人権教育・啓発では〈人権そのもの(学習者みずからの有する権利)を学んだり、意識化するという実践は弱い〉と批判的に問題提起している。この論者によれば、こうした「について」型の講演会や学習会は、えてして〈人権に関わる問題を市民相互の私的な関係のなかで、「心のもちよう」によって解決するよう促す〉〈「思いやり・やさしさ・いたわり」型のアプローチ〉になりがちである。だが、〈弱者を思いやろう、助けてあげよう〉というかわりには、ときに「強者」である自分と相手との間に横たわる、非対称の力関係を意識せぬまま、「相手のためによりことをする」ことを正当化してしまう部分があり、〈たとえば女性、子ども、障害者、高齢者が人権の主体であり、自己決定の権利をもつということを忘れ去らせてしまう〉と指摘している。以上を踏まえてこの論者は、国際社会における人権教育とは、〈権利の主体である市民には、それを法的に請求しうる権利があり(権利の請求者)、これに対して政府や行政機関には、それを実現する法的な義務がある(責務の保持者)と位置づける〉ことを前提として、〈市民が自らの権利を知り、同時に、権利の主体として国家にその実現を要求する力をつけるためのものであった〉ことを確認し、市民が自分自身の人権(みずからが権利の請求者であること)を学び知るための人権教育・啓発への転換を提言する(以上、阿久澤真理子「人権教育再考——権利を学ぶこと・共同性を回復すること」石埼学・遠藤比呂通『沈黙する人権』法律文化社、2012年)。

この視点は、ヘイトスピーチを考えるうえでも重要である。上記のルポ(安田浩一『ネットと愛国』)によれば、ヘイトスピーチをくりかえす団体で「広報局長」を務めていた当時49歳の男性は「我々是一種の階級闘争を闘っている。我々の運動は、特権批判であり、エリート批判なんです」と述べ、在日朝鮮・韓国人を擁護する人たちを「左翼」と呼んだうえで「だいたい、左翼なんて、みんな社会のエリートじゃないですか」と語ったという。この発言を受けてルポの著者(安田)は〈つまり彼らは自らが社会のメインストリームにいないことを自覚しているのだ。自分たちを非エリートと位置づけることで、特権者たる者たちへの復しゅうを試みているようにも見える〉と分析している。以上から推察されるのは、ヘイトスピーチを行なう者たちは、そのうちの少なからぬ者たちが、みずからを社会の非主流派—すなわち「下層階級」の人間—と自己認識しており、自分たちこそが「犠牲者」であると感じているのではないか、ということである。つまり、ヘイトスピーチをめぐるのは、みずから社会の「被害者」と自認する者たちが、同じように「被害者」といふべき在日朝鮮・韓国人を攻撃するという、いわば「弱者が弱者を叩く」という構図が透けて見えてくるのである。それでももちろん、昼日中の街中という公的空間において、あからさまな民族差別を大音量でぶちまけ、在日朝鮮・韓国人に恐怖感を与えるヘイトスピーチはけっして許される行為では無い。だが、とはいえ、目下の雇用情勢の悪化(非正規化やブラック化)等を考えれば、みずからを社会の「犠牲者・被害者」と捉えるその感性は、必ずしも的外れだともいえない。

このように自分を社会の「犠牲者・被害者」と感じている者たち—つまり、そもそも自分自身の人権

が守られていないと考えている人たち—に対しては、もはや旧来型の人権教育だけでは、すなわち、マイノリティの問題「について」解説したうえで「思いやり・やさしさ・いたわり」を説くタイプの人権教育のみでは、残念ながら十分な効果を期待できないだろう。ネット右翼やヘイトスピーチに連なるような排外的傾向の要因を解説して、別の論者は〈おそらく最大の理由は、彼らが漠然と「戦後民主主義」や「リベラル」といった形容で総括する「左」の言葉こそが、現在の日本の「体制側」の言葉、もっと俗な言い方をすれば「大人のきれいごと」とみなされているからだと思われる〉と論ずる。なぜなら、派遣切りやブラック企業といった昨今の「働くこと」の困難さひとつを見ても、自由や平等や民主主義といった理念が実現されているとはとても言いがたく、〈日本社会の実態が「戦後民主主義」の理想とほど遠いことは誰でも知っている〉のだからである。この論者は、人権や平等、民主主義を高唱する「左」の主張について〈「左」の言葉は、もはや若年層の大部分にとっては、社会において実感できない言葉、学校や本〔たとえば教科書〕でのみ教えられる言葉、いかえれば「教師の建て前」としか感じとれなくなっている〉と断じている(以上、小熊英二『「左」を忌避するポピュリズム』小熊英二・上野陽子『〈癒し〉のナショナリズム——草の根保守の実証研究』慶應義塾大学出版会、2003年)。

念のため断っておけば、過去や現在における人権問題や差別事例を学び考えようとするマイノリティ「について」の人権教育・啓発は、まず何よりも「正しく知ること」こそが人権を守り差別を防ぐための最大の「盾」である点で、今後もその意義をいささかなりと減じるものでは無い。しかしながら、こうした「について」型の学習・啓発に終始するばかりでは、ヘイトスピーチという新局面に見舞われている近來の状況下で、実に画竜点睛(がりょうてんせい)を欠くというべきだろう。現下の日本社会においては、少なくとも人たちが、人権という「空気」が「薄く」「汚れて」きたと実感しており、その中でもよりいっそう「息苦しさ」を覚えている人たちが、みずからの不満やうっぷんを晴らすためのはげ口として、さらに「弱い」立場にある在日朝鮮・韓国人などを街頭で排撃しているのではないか、という見立てが成り立つ。それは、学校の「いじめ」問題にも共通する差別や暴力の連鎖そのものでありけっして看過できないが、ここに見られる「弱者が弱者を叩く」という問題状況に対して、たんに「思いやり・やさしさ・いたわり」を呼びかけるような人権教育・啓発を行なっても、ほとんど相手方の心には響かず、まさに「上から目線」で説教臭いだけの「大人のきれいごと」「教師の建て前」と受け止められるのがオチだろう。相当数の人たちが、この社会で暮らすことに「生き苦しさ」を感じ、みずからを「弱者」として捉えはじめている現状にあって、真に必要な人権教育・人権啓発とは、マイノリティを(強者から慈悲や恩恵を施されるべき弱者と見なすのでは無く)一人の権利主体として尊重すること、そして同時に、ほかならぬ自分自身もまた、市民として一人の権利主体であり、みずからの権利の実現を社会に対して要求する正当な資格をもつ存在であること、これらのことを確固として伝える教育・啓発活動である。

講評について

今回作成しました「人権・同和問題に関する市民意識調査報告書」(平成28年3月)につきましては、前回に引き続き、佐賀大学文化教育学部 吉岡剛彦様に講評を依頼しました。専攻は法哲学で、さまざまな人権問題にも幅広い見識をもたれており、現在、佐賀市男女共同参画審議会の会長を務められています。講評につきましては、佐賀市が基本理念として掲げています「共生社会の実現」のために取るべき一つの指針として、今後、人権教育・啓発を進める際の参考にしていきたいと考えています。

平成28年3月 佐賀市